



長野県報

12月11日(木)
平成20年
(2008年)
第2024号

目 次

告 示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康づくり支援課）	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康づくり支援課）	1
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（経営支援課）	2
解除予定保安林の変更する旨の通知（森林づくり推進課）	2
保安林予定森林（4件）（森林づくり推進課）	2
長野県収入証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更（会計課）	3

公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	4
宅地建物取引業法に基づく免許の取消し（建築指導課）	4
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	4
一般競争入札（病院事業局）	4
一般競争入札（河川課）	5
一般競争入札（砂防課）	6
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	7
一般競争入札（高校教育課）	7

告 示

健康づくり支援課

長野県告示第650号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

精神通院医療

（指定）

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
小海診療所	南佐久郡小海町大字小海4269-9	平成20年11月1日
八ヶ岳診療所	諏訪郡原村3909-6	平成20年12月1日
しまだち薬局	松本市島立1797-7	平成20年12月1日
小島あすなろ薬局	長野市小島407-8	平成20年12月1日
コスモファーマ高山薬局	上高井郡高山村大字高井字千本前6436-4	平成20年12月1日
訪問看護ステーションなかの	中野市西1-5-63	平成20年12月1日
輝山会訪問看護ステーション	飯田市毛賀1707	平成20年12月1日

長野県告示第651号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

医療機関の名称	所 在 地	辞退予定期間終了年月日
波田いぬかい薬局	東筑摩郡波田町9981-1	平成20年10月31日
サイキ薬局	諏訪市諏訪1-2-5	平成20年11月7日
トヨダ薬局	上高井郡小布施町大字小布施中町774	平成20年11月30日

健康づくり支援課

長野県告示第652号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 上伊那郡飯島町本郷2333-1から2333-3まで
- 2 下伊那郡松川町上片桐14-2、14-13、14-14、49及び50-2
- 3 下伊那郡喬木村400-94から400-97まで
- 4 長野市大字風間134-2、134-3、2136-3、2136-5、2136-6、2152-2、2153-1、2176-3、2179-3、2180-1、2180-4から2180-6まで、2184-1から2184-3まで、2185、2185-1、2185-2、2186-1から2186-5まで、2187-2から2187-7まで、2190-1、2190-2、2191-1及び2192-2

経営支援課

長野県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、平成12年5月25日長野県告示第332号で告示した解除予定保安林を、次のように変更する旨農林水産大臣から通知があつたので森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

解除に係る保安林の所在場所

東御市新張字新張山758の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第654号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
伊那市高遠町藤沢6942の5

- 2 指定の目的
干害の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第655号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里日影字矢萩6634の1から6634の6まで、字枝沢6635、字板之峯7842

- 2 指定の目的
干害の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第656号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

中野市大字新野字下東885

- 2 指定の目的
干害の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

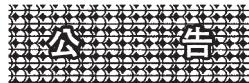
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



長野県告示第657号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字一山字川倉1158の1、1158のニ、1159の1、1159の3、1159の5、1160の1、1161の1、1163の2、1163の13、1165の1、字石橋1188のロ、1191のロ、1193の2

2 指定の目的

なだれの危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第658号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成20年11月25日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所変更の届出がありました。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名 (名 称)	住 所	売りさばき場所
新	北信州みゆき農業協同組合 中部支所	飯山市大字飯山 1121番地6	飯山市大字飯山 1121番地6
旧		飯山市大字飯山 1115番地1号	飯山市大字飯山 1115番地1号

会 計 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年12月11日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 工事名

長野県庁舎内LANケーブル化工事

(2) 工事箇所名

長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 工事内容

仕様書のとおり

(4) 履行期間

着手日から平成21年3月19日まで

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による電気通信工事業の許可を受けた者のうち、長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）第3の規定による入札参加資格（電気通信工事に係るものに限る。）を有する者であること。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 北信地域に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話番号 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年12月22日（月）午前9時30分